

京都府スキー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、京都府スキー連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、京都府内に置く。

第2章 目的、組織及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、京都府内のスキー界を代表して、公益財団法人全日本スキー連盟及び公益財団法人京都府スポーツ協会に加盟し、スキーの健全な普及及び振興を図り、もって府民の心身の健全な発達に寄与するとともに、加盟団体及び関係諸団体との融和を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本連盟は、前条の目的に賛同し、加盟したスキー団体をもって組織する。

(事業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スキーの普及
- (2) スキーの普及に関する調査及び研究
- (3) スキーの競技会、講習会、検定会、研修会等の開催、助成及び後援
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体及び会員登録

(加盟)

第6条 次に掲げる団体で、本連盟の目的に賛同するものは、評議員会の同意により、加盟団体となることができる。ただし、加盟については、理事会で仮承認することができる。

- (1) 京都府内に所在するスキー団体
- (2) 京都学生スキー連盟、京都府高等学校体育連盟スキー部及び京都府中学校体育連盟スキー専門部
- (3) その他各種学校等のスキー団体

2 加盟団体は、原則として、所属会員5名以上を有するものとする。

(加盟の方法)

第7条 本連盟に加盟しようとする団体は、次の事項を明記した申込書に別に定める加盟金を添えて、会長に申し込むものとする。

- (1) 団体名、事務所の所在地及び連絡先
- (2) 代表者の住所、氏名及び会員名簿
- (3) 会則又は規約
- (4) その他本連盟が指定したもの

(脱退)

第8条 加盟団体は、本連盟を脱退しようとするときは、その理由を付して、脱退届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会長は、加盟団体がこの規約に違反したとき若しくは本連盟の名誉を傷つけたとき又は本連盟の目的に反したときは、理事会及び評議員会の議決により、当該加盟団体を除名することができる。

(加盟団体の義務及び権利)

第10条 加盟団体は、年度初めに評議員1名を選出し、届け出るものとする。

2 加盟団体は、評議員を評議員会に出席させなければならない。評議員は、評議員会において審議に参加し、議決権を行使することができる。

3 加盟団体は、評議員を変更する場合は、すみやかに届け出なければならない。

(分担金等)

第11条 加盟団体は、別に定める分担金及び会員個人登録金を毎年度納入しなければならない。

(登録)

第12条 加盟団体は、その所属会員を掌握し、本連盟を通じて、公益財団法人全日本スキー連盟に登録しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第13条 本連盟には、次に掲げる役員を置き、会員であるものの中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 28名以内(うち理事長1名、副理事長3名以内、常任理事9名以内)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 会長及び副会長は、評議員会で推薦し、選任する。

2 理事は、加盟団体から推薦された者で、評議員会でこれを選任する。ただし、必要に応じ、評議員会の承認を得て、会長推薦理事若干名を加えることができる。

3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。

4 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。

5 前各項の役員は、選任と同時に就任する。

6 前各項に定めるもののほか、役員を選出等に関する事項は、別に定める。

(会長及び副会長の職務)

第15条 会長は、本連盟の会務を総理し、本連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(理事の職務)

第16条 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の会務を掌理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、常任理事会を組織して、本連盟の日常業務等を審議、処理する。

4 理事は、理事会を組織して、本連盟の業務を審議、執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、本連盟の財務及び業務に関し、次に掲げる職務を行う。

(1) 本連盟の財務の状況を監査すること。

(2) 本連盟の業務執行の状況を監査すること。

(派遣役員等)

第18条 本連盟を代表し、公益財団法人全日本スキー連盟に派遣する役員等は、理事会の議決により決定する。

(役員任期)

第19条 本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、第14条第1項から第4項までの規定により、その後任者を決定し、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 名誉会長、顧問、技術顧問及び参与

(名誉会長、顧問、技術顧問及び参与)

第21条 本連盟には、名誉会長、顧問、技術顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、本連盟の前会長であった者で、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委託する。名誉会長は、本連盟の重要事項等について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、本連盟の副会長であった者及び本連盟に特に功労があった者のうちから、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 技術顧問は、本連盟の専門部の長であった者等のうちから、理事会で推薦し、会長が委嘱する。技術顧問は、会長及び理事会のスキー技術等に関する諮問に応ずる。

5 参与は、本連盟に功労があった者のうちから、理事会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会議

(理事会)

第22条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 理事会には、必要に応じ、監事、専門委員会及び特別委員会の代表等の出席を求めることができる。
- 4 理事会の議長は、会長又は会長の指名する理事とする。
(理事会の業務)

第23条 理事会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び決定事項の遂行に関すること。
- (3) 理事長、副理事長、常任理事の選出及び専門部会員の委嘱に関すること。
- (4) 登録（公益財団法人全日本スキー連盟会員登録及び加盟団体所属会員登録）に関すること。
- (5) 新規加盟団体の仮承認に関すること。
- (6) 評議員会から付託された事項に関すること。
- (7) その他本連盟の運営に関すること。
(常任理事会)

第24条 常任理事会は、随時、理事長が招集する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会には、必要に応じ、監事、専門委員会及び特別委員会の代表等の出席を求めることができる。
- 4 常任理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事とする。
- 5 常任理事会の業務は、前条の規定に係る日常業務等とする。
(会議の定足数及び議決)

第25条 理事会及び常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会及び常任理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第26条 本連盟には、加盟団体から選出された評議員を置く。評議員は、評議員会を組織する。

- 2 評議員は、第13条、第21条、第32条第2項、第33条第1項及び第34条第1項に規定する役員等を兼任することはできない。
(評議員会)

第27条 評議員会は、本連盟の最高議決機関とする。

- 2 評議員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき又は評議員の過半数から、招集の請求があった場合は、会長は臨時にこれを招集しなければならない。
- 3 評議員会は、会長、副会長、理事、監事及び評議員をもって構成する。
- 4 評議員会には、必要に応じ、専門委員会及び特別委員会の代表等の出席を求めることができる。
- 5 評議員会の議長は、出席評議員の中から選出する。
(評議員会の審議事項等)

第28条 評議員会は、次に掲げる事項について審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

- (1) 役員 の 推薦及び選出に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他本連盟の会務に関する重要事項
(評議員会の定足数及び議決)

第29条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

- 2 評議員会に出席できない評議員は、所属加盟団体長の承認の上、所属会員から代理を出席させ、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、当該評議員及び所属加盟団体長は、あらかじめ書面をもって、届け出るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員会に出席できない評議員は、所属加盟団体長の承認の上、当該議事につき、あらかじめ書面をもって届け出るものとする。ただし、この場合の評議員は、出席者とみなす。
- 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
(会議録)

第30条 評議員会は、会議録を作成し、議長及び出席評議員代表2名が署名の上、これを保存する。

第8章 専門部及び事務局

(専門部)

第31条 本連盟の円滑な事務事業を遂行するため、次のとおり専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 教育部
- (3) 競技部

2 専門部は、部会及び委員会を組織することができる。

3 専門部の分掌事務事業については、別に定める。

(事務局)

第32条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

第9章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

第33条 本連盟の業務遂行上のため必要があるときは、理事会の議決により、専門委員会を置くことができる。

委員は、会長が委嘱する。

2 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(特別委員会)

第34条 本連盟の業務遂行上必要な特定事項の調査等を行うために、理事会の議決により、特別委員会を置くことができる。委員は、会長が委嘱する。

2 特別委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第10章 会計等

(会計の構成)

第35条 本連盟の会計運営は、次の収入をもって行う。

- (1) 加盟団体の加盟金及び分担金
- (2) 会員の登録金
- (3) 事業による収入
- (4) 補助金及び寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第36条 本連盟の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年の4月30日に終わる。

(特別会計)

第37条 本連盟は、評議員会の議決により、特別会計を設けることができる。

(経費の支弁)

第38条 本連盟の役員及び会長の命を受けた者には、その職務遂行に要する費用を支給するものとする。

2 前項の費用の支給に関する事項は、別に定める。

第11章 表彰及び慶弔

(表彰)

第39条 本連盟は、永年にわたり、本連盟の発展又はスキー界の健全な普及発展等に貢献した個人及び団体を表彰することができる。

2 前項の表彰に関する事項は、別に定める。

(慶弔)

第40条 本連盟に特に関係ある者の慶弔については、その意を表すものとする。

2 前項の慶弔に関する事項は、別に定める。

第12章 規約の改廃等

(規約の改廃)

第41条 この規約の改廃については、評議員の3分の2以上が出席した評議員会において、出席評議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(細則)

第42条 この規約についての細則は、理事会の議決により定める。

附 則

この規約は、1932年（昭和 7年）10月 1日から施行する。

附 則

この規約は、1934年（昭和 9年）11月23日から施行する。

附 則

この規約は、1980年（昭和55年）11月 8日から施行する。

附 則

この規約は、2000年（平成12年） 7月 8日から施行する。

附 則

この規約は、2002年（平成14年）11月 9日から施行する。

附 則

この規約は、2007年（平成19年）10月 1日から施行する。

附 則

この規約は、2016年（平成28年） 6月25日から施行する。